

## 入 札 心 得 書

- 1 入札参加者は、普通財産(土地)売払公示書及び本心得書を熟読の上入札してください。
- 2 入札参加者は、入札に関し市の担当職員の指示に従ってください。
- 3 入札参加者は、公示で指定された日時までに、指定された場所において、二段階一般競争入札参加申込書(入札参加者が代理人である場合は、本人に委任状を添付すること。)及び事前審査企画提案書及び必要書類を提出してください。
- 4 入札参加者は、入札開始前に入札会場において、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札保証金として納めなければなりません。
- 5 入札保証金は、開札完了後、落札者を除き、入札保証金受領証書により還付します。  
なお、落札者の入札保証金は売買契約を締結したときに契約保証金の全部又は一部に充当しますが、契約保証金を全額納付する場合は、これを還付することができます。
- 6 入札書は、公示した日時及び場所において、所定の入札箱へ投入してください。
- 7 入札書は、入札者の住所、氏名(法人にあっては商号名称及び代表者名)を記入の上、必ず印鑑証明書に登録された印鑑(委任状の受任者にあつては委任状に押印された受任者の印鑑)を押印してください。
- 8 入札箱へ投入した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 9 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
  - (1) 安芸高田市財務規則第 92 条各号に規定する入札
  - (2) 二段階一般競争入札参加申込書(入札参加者が代理人である場合は、本人に委任状を添付すること。)を提出していない者の入札
  - (3) 入札書に記載した金額が訂正してある入札
  - (4) 入札に当たり他人への脅迫その他不正の行為があつた者の入札
  - (5) 公示又は本心得事項に違反した入札
  - (6) 酒気をおびて入場した者の入札
  - (7) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
  - (8) 入札に関し、市の担当職員の指示に従わなかった者の入札
- 10 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに入札者を立ち合わせて行います。この場合において、入札者が立ち合わないときは、市の指定した職員を立ち合わせて開札します。
- 11 開札の結果、予定価格書に記載されている価格以上で、かつ、最高の価格の入札者を落札者とします。ただし、落札者となる同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、直ちにくじ引きによって落札者を定めます。このくじ引きによる場合において、くじを引かない者があつたときは、市の指定した職員にくじを引かせて決定します。
- 12 落札者が、安芸高田市普通財産二段階一般競争入札落札決定通知書を受けた日から 5 日以内に売買契約を締結しない場合には、その落札は無効になり、入札保証金は市に帰属することとなります。
- 13 落札者は、売買契約を締結する際、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を市が交付する納入通知書により納めるか、安芸高田市財務規則第 75 条第 2 項に定める国債証券、地方債証券、その他確

実と認められる担保を提供しなければなりません。

- 14 落札者は、売買代金から契約保証金を除いた金額を、市が交付する納入通知書に記載された日までに納めなければなりません。
- 15 契約保証金は、前項の金額を納入期限までに完納したときに、売買代金の一部に充当します。ただし、前項の金額を納入期限までに完納しないときは、契約保証金は市に帰属することになり、売買契約も解除することとなります。なお、契約を解除するに当たり、正当性等を審査し、場合によっては損害賠償を求めめることもあります。
- 16 本心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令、安芸高田市財務規則、安芸高田市普通財産売払要綱、安芸高田市普通財産二段階一般競争入札売払事務処理要領の定めるところによって処理します。

## 地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

- 第 167 条の 4** 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2** 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後 2 年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - 四 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の仕事の執行を妨げた者
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
  - 六 前各号の一に該当する事実があつた後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

普通財産二段階一般競争入札

